

文化芸術推進基本計画（第 2 期）の策定に向けた意見募集（回答）

標記に関し、弊局の意見・コメントを以下の通り回答いたします。

国宝や重要文化財をはじめ、地域に現存している文化財等の文化資源は、その地域の歴史や文化によって育まれた地域の宝である一方、その保存については、財政的にも人的にも限界があるため、観光という「民」の力を使って、官民一体となって地域の大切な文化資源を守ることが必要となっていると認識している。このために地域において推進する体制の整備が文化観光推進法等により着実に行われていくことが重要であり、文化資源の活用方策の体系化と地域における文化観光のエコシステムの構築が必要不可欠だと考えている。

他方で、新型コロナウイルスの流行に伴い、世界的にサステナブル・ツーリズムに対する志向が高まっているところである。地域の観光関係者が地域の自然、文化、経済社会を守る取組を進めていかないと、旅行者から旅行先として敬遠されることが今後想定されており、その観点からも文化観光の取組を着実に進めていくことが重要である。

具体的には以下のような施策をご検討いただきたい：

1. 文化観光の推進について

- (1) JNTO と自治体・DMO・観光関連事業者等との連携強化
- (2) 文化資源・文化施設等の外国人観光客向け多言語対応の改善・強化：
例：ネイティブライターによる魅力的でわかりやすい多言語解説の整備、多言語対応音声ガイドの導入・充実、多言語対応ガイドツアーの実施、多言語対応ウェブサイトの構築・充実
- (3) 文化資源・文化施設等のウィズコロナ時代を見据えた対応の改善・普及：
例：オンライン予約の導入、施設の混雑情報の提供、キャッシュレス決済の推進、Wi-Fi 環境の整備
- (4) 文化芸術資源に係る情報発信の質向上：
例：インバウンドの先進的な取り組みを行っている文化資源・文化施設等の選定、外国人観光客のニーズやサステナブル・ツーリズムの観光トレンド等を踏まえた発信内容の見直し、多様な文化芸術の情報を一元的に集約したウェブサイトの構築・充実
- (5) デジタル技術やプラットフォームを活用した情報発信の推進：
例：観光分野での利用を目的とした文化資源のデジタルアーカイブ化

2. 文化財等の活用について

- (1) ユニークベニュー・宿泊施設として活用するなど高付加価値化の推進：
例：会議やレセプション等の MICE 開催、宿泊や貸切利用など高付加価値旅行者の消費及び滞在を促進した観光サービスの開発・提供
- (2) 2025 年大阪関西万博や大型国際会議・イベント等と連携した文化資源の魅力発信及び活用
- (3) 文化財や現代アート等文化資源の情報発信に際しての画像等著作物利用の円滑化

3. 文化芸術資源を活用した経済活性化について

- (1) 自治体・観光協会・DMO・地域の観光関連事業者等と連携した文化芸術資源を活かした旅行商品の開発
- (2) 外国人観光客の長期滞在・消費拡大に向けた取り組みの強化：
例：文化施設による夜間イベントの開催や周辺の観光施設と連携した地域全体への誘客及び消費促進、有料ガイドツアー等高付加価値旅行商品の開発及び高付加価値旅行に適したガイド人材の育成
- (3) アート市場を活性化するためのアートツーリズムの推進：
例：日本で開催する国際芸術祭やアートフェアと連携した情報発信・誘客プロモーションの展開、高付加価値旅行者向けのアートツアー旅行商品の開発

以上